

# 陳 述 書

奈良地方裁判所 御中

2018年 6月26日

住所

氏名 杉村 淑子

1 私は、この裁判に原告の一人として参加しています。NHKと放送受信契約を締結していますし、受信料も支払っております。放送受信契約はNHKと私との約束なので、NHKは、放送法や放送受信規約を守って放送することを私に約束しているものと思っています。

2 私は、この裁判の期日の傍聴をしたり、弁護団の会議に出席したりしています。したがって、NHKが、この裁判の中で、放送法4条の「政治的に公平であること」「報道は事実をまげないですること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」などの規定は、受信契約の相手方である受信契約者に対して守る義務はないと主張していることも知っています。

私は、放送局が「政治的に公平であること」「報道は事実をまげないで放送すること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」を守って放送するのは、過去の反省や第4の権力といわれるマスメディアの影響力の大きさからして、当然のことだと思っています。これが公共放送の看板を掲げているNHKであればなおさらのことです。なぜ、このような当然のことを、公共放送の看板を掲げるNHKが受信契約者と約束していないというのか、全く理解できません。このような当然のことすら否定するNHKの態度については、受信契約者として憤りをおこして、あきれてしまいますし、情けない気持ちにもなります。

3 私は、子どものころからテレビを見てきました。大人になってからは、確かな報道や興味深いドキュメンタリー等、良質な番組を放送する放送局と

して信頼していたNHKを見ることが多くなりました。民放のようなコマーシャルが入らないということも良いところでした。

しかし、数年前から、NHKの放送内容が変わってしまったと思います。例えば、秘密保護法の法案が国会で審議されていた際、世論は賛否両論の状態であったのに、NHKは政府の見解に基づく放送が多く一方的な感じを受けました。また、2015年の安保法制案が国会で審議されていた際も、反対運動が盛り上がりを見せるなど、世論は賛否両論の状態であったのに、政府側の見解に基づく放送が多かったように思います。秘密保護法や安保法制の成立を目指していた政権側に偏った放送で、とても「政治的に公平」とは言えないと感じました。

正直、政権側に偏ったニュースを見るのは、苦痛でしかありませんし、私たちの知る権利も侵害するものです。靱井前会長の「政府が右と言っているのに我々が左というわけにはいかない」という言葉に象徴されるように、今のNHKの放送は「安倍チャンネル」と化しています。放送法4条やNHKが自ら作成している放送番組基準を守っていれば、このようなことはおこらないはずですし、現に、私自身、7～8年前くらいまでは、これはどの苦痛を感じることはなかったです。

- 4 また、NHKが公共放送の使命を果たしているのだろうかと感じることも多々あります。例えば、今年行われた平昌オリンピックの際、NHKはオリンピック競技を長時間にわたって放送していました。平昌オリンピックが開催されていた時期は、丁度、国会で裁量労働制の法案という国民にとって重要な審議されているときで、データの捏造問題などもあったときです。公共放送であれば、長時間にわたってオリンピックの放送を流すのではなく、国会の重要な審議にもっと時間を割くべきだったと思います。オリンピックも国民の関心事ですが、あまりにもバランスを欠いた放送だったと思います。

さらに、昨年8月末早朝に北朝鮮が弾道ミサイルを発射した際、各テレビ局はJアラートの両面に切り替え、NHKもテレビ、ラジオともに午前10時半頃までミサイル報道を続けました。しかも、NHKのアナウンサーは、「頑丈な建物や地下に避難してください」と言うだけで、肝心の「何が起きているのか」という事実については、さっぱり伝わっ

できませんでした。公共放送であれば、ミサイルが、いつ、どこに向かって発射されて、どこに着弾予定なのか、それを前提にして市民がどうすべきかを伝えるべきなのに「頑丈な建物や地下に避難して下さい」と言うだけでした。

これでは、NHKが、公共放送の使命を果たしているとは、とても言えないと思います。

5 もちろん、現在のNHKでも、素晴らしい番組を放送していますし、私自身そのような番組を見えています。

しかし、その一方で、先程お話ししたような、「政治的に公平」とは思えない偏った放送がなされています。NHKは、受信契約者と放送法4条や国内番組基準を守るという約束を破っています。NHKが、私との約束を破って、放送法4条や国内番組基準に反する番組を継続的に放送したことにより、私は憤りを感じ、ショックを受ける等の苦痛を受けました。

また、私としては、これからの将来、このような放送がまかり通る社会であってはならないと思っています。戦前、戦中のように、また、ものを言えない時代に戻るのではないかと心配しています。この度の訴訟は、今現在の社会だけに止まることなく、将来の社会のことにも影響を与えることだと思っています。

裁判所には、どうか個々の具体的な番組内容を検討していただき、私たち受信契約者の思いを理解していただきたいと思います。

以上